

年 企 発 第 0530002 号
平成 1 5 年 5 月 3 0 日

地方厚生（支）局長 殿

厚生労働省年金局
企業年金国民年金基金課長

厚生年金基金の設立要件について等の一部改正について

「厚生年金基金の設立要件について」等の一部を下記のとおり改正し、平成 1 5 年 9 月 1 日から適用することとしたので、貴管下の厚生年金基金等の指導について、遺憾のないよう配慮されたい。

記

第 1 「厚生年金基金の設立要件について」の一部改正

「厚生年金基金の設立要件について（平成元年 3 月 2 9 日企年発第 2 3 号・年数発第 4 号）」の別紙「厚生年金基金設立認可基準取扱要領」の一部を次のように改正する。

第 2 の 4 の（ 5 ）の 中「基準日における」を「基準日以降の日における下限予定利率のうち、最も低い」に改め、同 のイを

イ 国債の利回りその他の客観的な指標であって、合理的に予測することが可能なもの

に改め、同 の次に として、次のように加える。

前記 のイに「その他の客観的な指標であって、合理的に予測することが可能なもの」とあるが、例えば、次に掲げるものはこれに該当するものであること。

ア 総務省において作成する年平均の全国消費者物価指数

イ 厚生労働省において作成する年平均の賃金指数

第 2 の 4 の（ 6 ）の のウを次のように改める。

ウ あらかじめ定めた給付の額に、規約で定める期間、指標を前記（ 5 ）の に規定する予定利率とみなして算定するとした場合における給付の額があらかじめ定めた給付の額を上回る額その他これに類する額を加算する方法（当該指標が前記（ 5 ）の に規定する予定利率を上回る場合に限る。）

第 2 の 9 を次のように改める。

9 次のいずれか1の場合に該当するときは、認可基準第3の7における給付水準が下がる場合として取り扱うこと。ただし、加入員（受給者を除く。）の給付設計の変更に際し、(3)に該当する場合は、少なくとも5年程度は各加入員に当該変更が行われなかったとした場合の最低積立基準額を保証する経過措置を設けており、かつ、(1)及び(2)のいずれにも該当しないときは、給付水準が下がる場合として取り扱わないものとする。なお、給付現価又は最低積立基準額の計算に用いる基礎率は、給付設計の変更前後で同一のものをを用いることとし、加算年金の額を前記4の(5)のウに規定する方法により算定している基金にあっては、当該加算年金の額の再評価等に用いる指標として、当該指標の過去5年間の実績値の平均を当該指標の予測値として計算するものとする。

第2 「確定給付企業年金の規約の承認及び認可の基準等について」の一部改正

「確定給付企業年金の規約の承認及び認可の基準等について（平成14年3月29日年企発第0329003号、年運発第0329002号）」の一部を次のように改正する。

別紙1「確定給付企業年金の規約の承認及び認可の基準」中

	<p>支給の繰下（老齢給付金、脱退一時金）</p> <ul style="list-style-type: none"> 老齢給付金の支給要件を満たす者であって、老齢給付金の支給を請求していないものは、規約で定めるところにより、事業主等に当該老齢給付金の支給の繰下げの申出をすることができる。（法第37条第1項） 	<ul style="list-style-type: none"> 繰下げによる増額率は、繰下げ期間に応じて定められるものであること。この場合、少なくとも年当たりの増額率の算定基礎となる予定利率は下限予定利率を下回らないこと。ただし、法第41条第2項第2号の脱退一時金に係る当該予定利率については、この限りではないこと。 繰下げの申出をした者に対する老齢給付金の支給は、規約で定める時から始める。（法第37条第2項）
--	---	---

を

	<p>支給の繰下（老齢給付金、脱退一時金）</p>	
--	---------------------------	--

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 老齢給付金の支給要件を満たす者であって、老齢給付金の支給を請求していないものは、規約で定めるところにより、事業主等に当該老齢給付金の支給の繰下げの申出をすることができる。(法第37条第1項) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 繰下げの申出をした者に対する老齢給付金の支給は、規約で定める時から始める。(法第37条第2項)
--	---	---

に改め、

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 加入者負担をすする移行適格退職年金受益者等の加入者資格を、加入者がその資格を喪失することを選択できるものとする。(令附則第7条) 	
--	--	--

の下に次のように加える。

<p>3-10. 厚生年金基金からの移行に関する経過措置</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 確定給付企業年金の加入者の資格を喪失した者のうち、厚生年金基金の加入員期間を有する脱退一時金の受給権者 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当該者の希望に応じ当該脱退一時金相当額の交付を連合会に申し出る旨を確定給付企業年金の規約に定めること。 ・ 移行後に加入する者については、この経過措置は適用されないこと。
----------------------------------	---	--

であって加入者期間（厚生年金基金の加入員期間を含む。）が15年未満の者に係る当該脱退一時金相当額の交付を厚生年金基金連合会に申し出ることができること。（厚生年金基金令（昭和41年政令第324号）附則第9条）

- ・ 終了した確定給付企業年金の残余財産の分配を受ける者であって、厚生年金基金の加入員期間を有する者及びその遺族に係る当該残余財産の交付を厚生年金基金連合会に申し出ることができること。（厚生年金基金令（昭和41年政令第324号）附則第10条）

- ・ 当該者の希望に応じ当該残余財産の交付を連合会に申し出る旨を確定給付企業年金の規約に定めること。
- ・ 移行後に加入する者については、この経過措置は適用されないこと。

厚生年金基金の設立要件について（平成元年3月29日企年発第23号・年数発第4号）新旧対照表

新	旧
<p>別紙 厚生年金基金設立認可基準取扱要領</p> <p>第1 （略）</p> <p>第2 年金たる給付及び一時金たる給付に関する事項</p> <p>1～3 （略）</p> <p>4 加算型の給付設計を定める場合にあつては、次によるものであること。</p> <p>（1）～（4）（略）</p> <p>（5） 加算年金の額の算定等 （略）</p> <p>前記 のア～ウに規定する規約で定める数値は、支給する加算給付ごとに、次のア～オに掲げるものに応じて定めるものであって、その算定に用いる予定利率及び予定死亡率は、それぞれ、前回の財政計算の<u>基準日以降の日における下限予定利率のうち、最も低い</u>下限予定利率を下回らない範囲で定めた率（エの場合については、零を下回らない範囲で定めた率）及び前回の財政計算において用いた予定死亡率を用いて定めるものであること。</p> <p>ア～オ （略）</p> <p>前記 のウの再評価は、規約で定める期間ごとに、次のア～エに定めるもの（以下「指標」という。）を用いて行うものとする。この場合において、指標は零を下回らないものとする。</p> <p>ア （略）</p> <p>イ 国債の利回り<u>その他の客観的な指標であつて、合理的に予測することが可能なもの</u></p> <p>ウ～エ （略）</p> <p><u>前記 のイに「その他の客観的な指標であつて、合理的に予測することが可能なもの」とあるが、例えば、次に掲げるものはこれに該当するものであること。</u></p> <p><u>ア 総務省において作成する年平均の全国消費者物価指数</u></p> <p><u>イ 厚生労働省において作成する年平均の賃金指数</u></p>	<p>別紙 厚生年金基金設立認可基準取扱要領</p> <p>第1 （略）</p> <p>第2 年金たる給付及び一時金たる給付に関する事項</p> <p>1～3 （略）</p> <p>4 加算型の給付設計を定める場合にあつては、次によるものであること。</p> <p>（1）～（4）（略）</p> <p>（5） 加算年金の額の算定等 （略）</p> <p>前記 のア～ウに規定する規約で定める数値は、支給する加算給付ごとに、次のア～オに掲げるものに応じて定めるものであって、その算定に用いる予定利率及び予定死亡率は、それぞれ、前回の財政計算の<u>基準日における</u>下限予定利率を下回らない範囲で定めた率（エの場合については、零を下回らない範囲で定めた率）及び前回の財政計算において用いた予定死亡率を用いて定めるものであること。</p> <p>ア～オ （略）</p> <p>前記 のウの再評価は、規約で定める期間ごとに、次のア～エに定めるもの（以下「指標」という。）を用いて行うものとする。この場合において、指標は零を下回らないものとする。</p> <p>ア （略）</p> <p>イ 国債の利回り</p> <p>ウ～エ （略）</p>

(6) 加算年金の額の改定

～ (略)

改定後の加算年金の額の算定は、次のア～ウのいずれかの方法によること。

ア～イ (略)

ウ あらかじめ定めた給付の額に、規約で定める期間、指標を前記(5)の に規定する予定利率とみなして**算定するとした場合における給付の額**があらかじめ定めた給付の額を上回る額その他これに類する額を加算する方法(当該指標が前記(5)の に規定する予定利率を上回る場合に限る。)

(7)～(10) (略)

5～8 (略)

9 次のいずれか1の場合に該当するときは、認可基準第3の7における給付水準が下がる場合として取り扱うこと。**ただし、加入員(受給者を除く。)の給付設計の変更の際、(3)に該当する場合は、少なくとも5年程度は各加入員に当該変更が行われなかったとした場合の最低積立基準額を保証する経過措置を設けており、かつ、(1)及び(2)のいずれにも該当しないときは、給付水準が下がる場合として取り扱わないものとする。**なお、給付現価又は最低積立基準額の計算に用いる基礎率は、給付設計の変更前後で同一のものを用いることとし、加算年金の額を前記4の(5)の のウに規定する方法により算定している基金にあっては、当該加算年金の額の再評価等に用いる指標として、当該指標の過去5年間の実績値の平均を当該指標の予測値として計算するものとする。

(1)～(3) (略)

10 (略)

第3～第5 (略)

(6) 加算年金の額の改定

～ (略)

改定後の加算年金の額の算定は、次のア～ウのいずれかの方法によること。

ア～イ (略)

ウ あらかじめ定めた給付の額に、規約で定める期間、指標を前記(5)の に規定する予定利率とみなして前記(5)の のウに基づき算定した額があらかじめ定めた給付の額を上回る額その他これに類する額を加算する方法(前記(5)の のウの方法で加算年金の額を算定する場合(他の方法と組み合わせている場合を含む。))であって、当該指標が前記(5)の に規定する予定利率を上回る場合に限る。)

(7)～(10) (略)

5～8 (略)

9 次のいずれか1の場合に該当するときは、認可基準第3の7における給付水準が下がる場合として取り扱うこと。なお、給付現価又は最低積立基準額の計算に用いる基礎率は、給付設計の変更前後で同一のものを用いることとし、加算年金の額を前記4の(5)の のウに規定する方法により算定している基金にあっては、当該加算年金の額の再評価等に用いる指標として、当該指標の過去5年間の実績値の平均を当該指標の予測値として計算するものとする。

(1)～(3) (略)

10 (略)

第3～第5 (略)

確定給付企業年金の規約の承認及び認可の基準等について（平成 14 年 3 月 29 日年企発第 0329003 号、年運発第 0329002 号）新旧対照表

新			旧		
(別紙 1) 確定給付企業年金の規約の承認及び認可の基準			(別紙 1) 確定給付企業年金の規約の承認及び認可の基準		
規約記載事項	規約承認(認可)事項	審査要領	規約記載事項	規約承認(認可)事項	審査要領
<規約型> (略)			<規約型> (略)		
<基金型> (略)	(略)	(略)	<基金型> (略)		
<規約型・基金型共通> 3-1 (略)			<規約型・基金型共通> 3-1 (略)	(略)	(略)
3-2 給付の種類、受給の要件及び額の算定方法並びに給付の方法に関する事項		(削除)	3-2 給付の種類、受給の要件及び額の算定方法並びに給付の方法に関する事項		・ <u>繰下げによる増額率は、繰下げ期間に応じて定められるものであること。この場合、少なくとも年当たりの増額率の算定基礎となる予定利率は下限予定利率を下回らないこと。ただし、法第 41 条第 2 項第 2 号の脱退一時金に係る当該予定利率については、この限りではないこと。</u>
3-3~3-9 (略)			3-3~3-9 (略)		
3-10. 厚生年金基金からの移行に関する経過措置	・ <u>確定給付企業年金の加入者の資格を喪失した者のう</u>	・ <u>当該者の希望に応じ当該脱退一時金相当額の交付を連合会に申し出る旨を確定給付企業年金の規約に定めること。</u>			

	<p>ち、厚生年金基金の加入員期間を有する脱退一時金の受給権者であって加入者期間（厚生年金基金の加入員期間を含む。）が15年未満の者に係る当該脱退一時金相当額の交付を厚生年金基金連合会に申し出ることができること。（厚生年金基金令（昭和41年政令第324号）附則第9条）</p> <p>・終了した確定給付企業年金の残余財産の分配を受ける者であって、厚生年金基金の加入員期間を有する者及びその遺族に係る当該残余財産の交付を厚生年金基金連合会に申し出ることができること。（厚生年金基金令（昭和41年政令第324号）附則第10条）</p>	<p>・移行後に加入する者については、この経過措置は適用されないこと。</p> <p>・当該者の希望に応じ当該残余財産の交付を連合会に申し出る旨を確定給付企業年金の規約に定めること。</p> <p>・移行後に加入する者については、この経過措置は適用されないこと。</p>				
--	---	---	--	--	--	--